高知県におけるスペースポート実現可能性研究会設置要綱

（設置目的）

第１条　本県におけるスペースポート開発の実現可能性等について研究するため、「高知県におけるスペースポート実現可能性研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　研究会は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）国及び関係機関における政策動向や関連施策等に関する情報の共有

（２）国内外の先行事例の研究

（３）別途県が実施する調査の結果を踏まえた実現可能性の検討

（４）その他、本研究会の目的の達成に関すること

（組織）

第３条　研究会は、別表の機関及び知事が必要と認める者で構成する。

（会長）

第４条　研究会に会長を置き、会長は高知県産業振興推進部副部長とする。

２　会長は、研究会の会務を総括する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した構成員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　研究会は、会長が招集する。

２　会議にはオブザーバーを置くことができるものとする。オブザーバーは会議において意見を述べることができる。

３　会長は、必要があるときは、専門的知見を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

４　研究会は公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、研究会に諮って、研究会を非公開とすることができる。

５　研究会に参加する者は、会議において知り得た非公開情報や秘密情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。研究会の活動終了後も同様とする。

（費用負担）

第６条　研究会の活動に係る経費は、高知県が負担する。

（１） 会員及びオブザーバーが研究会に出席する場合には、謝金を支給することができるものとする。
（２）会員及びオブザーバーが研究会に出席する場合は、県の旅費規程に基づき、旅費を支給することができるものとする。

（事務局）
第７条　研究会の事務局は、高知県産業振興推進部産業イノベーション課に設置する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表

	機　　関　　名
1	一般社団法人スペースポート高知
2	株式会社四銀地域経済研究所
3	高知県商工会議所連合会
4	国立大学法人高知大学
5	高知県公立大学法人高知工科大学
6	高知県市長会
7	高知県町村会
8	高知県